

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成25年 3 月 29 日

金 曜 日

号 外(10)

目 次

規 則

○富山県障害者自立支援法施行規則の一部を改正する規則	1
----------------------------	---

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県障害者自立支援法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成25年 3 月 29 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第23号

富山県障害者自立支援法施行規則の一部を改正する規則

富山県障害者自立支援法施行規則（平成18年富山県規則第66号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
施行規則

第 1 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第 2 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 法第36条第 1 項、第38条第 1 項、第41条第 1 項、第51条の19第 1 項又は第51

条の21第1項の規定による指定又は指定の更新の申請書 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者）指定（更新）申請書（様式第1号）

第2条第1項第8号中「第1条第1号に規定する育成医療（以下「育成医療」という。）又は同条第3号」を「第1条の2第3号」に改め、「育成医療・」を削り、同項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同項第12号中「育成医療・」を削り、同号を同項第11号とし、同項第13号中「育成医療・」を削り、同号を同項第12号とし、同項中第14号を第13号とし、第15号から第22号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項を削る。

第3条第5号中「同じ。）」の次に「又は指定地域相談支援（法第51条の14第1項に規定する指定地域相談支援をいう。次号において同じ。）」を加え、同条第6号中「指定障害福祉サービス」の次に「又は指定地域相談支援」を加える。

第5条第1項第4号中「種類（」の次に「政令第1条の2第1号に規定する」を加え、「政令第1条第2号」を「同条第2号」に改める。

様式第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第51条の19第2項において準用する同法第36条第1項」を「第51条の19第1項」に改め、「第41条第1項」の次に「、第51条の21第1項」を加え、同様式別紙1及び別紙2中

「特定無し・身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者」を

「特定無し・身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者・難病等対象者」に改め、同様式別紙4及び別紙5

中「精神障害者」を

「精神障害者 難病等対象者」に改め、同様式別紙7中

「特定無し・身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者」を

「特定無し・身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者・難病等対象者」に改め、同様式別紙9(2)、

別紙10(2)及び別紙11(2)中

「	主たる対象者	知的障害者 ・ 精神障害者	」
---	--------	---------------	---

を

「	主たる対象者	特定無し・身体障害者・知的障害者・精神障害者・ 難病等対象者	」
---	--------	-----------------------------------	---

に改め、同様式別紙12(1)中

精神障害者		」
-------	--	---

精神障害者	難病等対象者		」
-------	--------	--	---

に改め、同様式別紙12

(1)備考 4 中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第 171号）第 214条」を「富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第72号）第92条第 2 項から第 5 項まで」に改め、同様式別紙12(1)備考 8 (1)3中「法」の次に「第38条第 3 項において準用する法」を、「各号」の次に「（第 7 号を除く。）」を加え、同様式別紙12(2)備考 5 中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準附則第22条」を「富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第74号）附則第15条」に改め、同様式別紙13から別紙15までの規定中

精神障害者		」
-------	--	---

を

精神障害者	難病等対象者		」
-------	--------	--	---

に改め、同様式別紙15備考10中(6)

を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、同様式別紙15備考10に(1)として次のように加える。

(1) 定款、寄附行為等及び登記事項証明書又は条例等
様式第 1 号別紙15備考10に次のように加える。

- (8) 資産状況を記載した書類（貸借対照表、財産目録等）
- (9) 申請に係る事業の介護給付費の請求に関する事項を記載した書類
- (10) 協力医療機関との契約の内容が分かるもの

(11) 指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由等を記載した書類

(12) 法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書

様式第1号別紙16から別紙21(1)までの規定中

「精神障害者」を

「精神障害者 難病等対象者」に改め、同様式別紙21(1)備考4中

「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第214条」を「富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第92条第2項から第5項まで」に改め、同様式別紙22中

「特定無し・身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者」を

「特定無し・身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者・難病等対象者」に改め、同様式別紙22備考7(8)中

「サービス利用計画作成費」を「地域相談支援給付費」に改め、同様式別紙22備考7に次のように加える。

(9) 法第51条の19第2項において準用する法第36条第3項各号（第4号、第10号及び第13号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書

様式第2号から様式第4号の2までの規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

様式第4号の3中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

様式第4号の4中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

様式第5号中「育成医療・」を削り、

「富山県知事
富山県 厚生センター所長 殿」を「富山県知事 殿」に改める。

様式第 6 号を次のように改める。

様式第 6 号 削除

様式第 7 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

様式第 9 号中「育成医療・」を削り、

「富山県知事
富山県 厚生センター所長 殿」を「富山県知事 殿」に改める。

様式第 10 号中「育成医療・」を削り、

「富山県知事
富山県 厚生センター所長 殿」を「富山県知事 殿」に改める。

様式第 11 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式備考 1 (1)エを次のように改める。

エ 法第 59 条第 3 項において準用する法第 36 条第 3 項各号（第 1 号から第 3 号まで及び第 7 号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書

様式第 11 号備考 1 (2)イを同様式備考 1 (2)ウとし、同様式備考 1 (2)アの次に次のように加える。

イ 法第 59 条第 3 項において準用する法第 36 条第 3 項各号（第 1 号から第 3 号まで及び第 7 号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書

様式第 12 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式備考 1 (1)エを次のように改める。

エ 法第 59 条第 3 項において準用する法第 36 条第 3 項各号（第 1 号から第 3 号まで及び第 7 号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書

様式第 12 号備考 1 (2)イを同様式備考 1 (2)ウとし、同様式備考 1 (2)アの次に次のように加える。

イ 法第 59 条第 3 項において準用する法第 36 条第 3 項各号（第 1 号から第 3 号まで及び第 7 号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書

様式第 13 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式備考 1 (1)イを次のように改める。

イ 法第59条第3項において準用する法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書様式第13号備考1(2)イを同様式備考1(2)ウとし、同様式備考1(2)アの次に次のように加える。

イ 法第59条第3項において準用する法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書様式第14号から様式第19号までの規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

様式第20号及び様式第21号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の富山県障害者自立支援法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（障害福祉課）